

議案第1号

令和5年度教育委員会関係予算に対する意見について

令和5年度教育委員会関係予算を北栄町議会へ上程したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の意見を求める。

令和5年2月28日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳岡 幸裕

記

別紙のとおり（別冊）

議案第2号

北栄町出産・子育て応援給付金交付要綱の制定について

北栄町出産・子育て応援給付金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和5年2月28日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳岡幸裕

記

別紙のとおり

北栄町出産・子育て応援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「厚労省通知」という。）に基づき、妊娠の届出や出産の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育てサービスの利用負担の軽減を図るため、出産・子育て応援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給妊婦 令和5年3月1日（以下、「事業開始日」という。）以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関を受診し、妊娠の事実を確認した者に限る。）
- (2) 遡及支給妊婦 次のアまたはイに該当する者
 - ア 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有してした者に限る。）
 - イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（上記アに該当する者を除く。）
- (3) 里帰り 妊娠や出産のため、住民基本台帳の異動を行うことなく、実家等に身を置くこと
- (4) 支給養育者 事業開始日以降に出生し、日本国内に住所を有する児童を養育する者（養育する者に産婦が含まれる場合は産婦に限る。）
- (5) 遡及支給養育者 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生し、日本国内に住所を有する児童を養育する者（養育する者に産婦が含まれる場合は産婦に限る。）

(給付金の支給等)

第3条 給付金の対象となる者（以下「支給対象者」という。）及び支給内容等は別表1に定める出産応援ギフトに関する事と別表2に定める子育て応援ギフトに関する事のとおりとする。

(給付金の申請等)

- 第4条 給付金は、支給対象者が支給の申請及び請求を併合して行うこととする。なお、支給申請日は、原則として、支給申請者の記載した日付にかかわらず、支給の申請に必要とする書類がすべて整った上で、町が受付を行った日とする。
- 2 給付金の請求は、給付金の支給決定がされた場合に、当該支給の決定の日になされたものとみなす。
 - 3 支給の申請は、別表1ウの項及び別表2ウの項に掲げる日までに行わなければならない。
 - 4 給付金の支給を受けようとする者は、北栄町出産応援ギフト申請(請求)書(様式第1号)または北栄町子育て応援ギフト申請(請求)書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、遡及支給妊婦のうち第2条第2号アに該当する者及び遡及支給養育者による申請においては、北栄町出産・子育て応援ギフト申請(請求)書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
 - 6 別表1アの項及び別表2アの項に掲げる住所に関する要件は、支給申請者及び対象児童が北栄町(以下「町」という。)の住民基本台帳に登録されている場合は、同意を得て町が住民基本台帳を確認するものとする。

(支給の決定)

- 第5条 町は、支給対象者から支給の申請を受けた場合、審査の上、クーポン券等または現金の支給を行う。
- 2 町長は、給付金の支給ができないと認めたときは、北栄町出産・子育て応援ギフト不支給決定通知書(様式第4号)により支給対象者に通知する。

(申請が行われなかった場合等の取り扱い)

- 第6条 支給対象者から第4条第3項の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を辞退したものとみなす。ただし、考慮すべき特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(不当利得の返還)

- 第7条 町長は、給付金を受けた者が、偽り又はその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認めるときは、支給を行った給付金の返還を求める。

(同様の支給等の履歴の把握および照会)

第8条 支給申請者の転入等により確認が必要と認めるときは、給付金と同様の給付等の支給状況について他自治体へ照会するものとする。また他自治体から町へ照会があった場合は回答するものとする。(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表1 出産応援ギフトに関すること

	A 支給妊婦	B 遡及支給妊婦
支給対象者	<p>1 次の各号のいずれも満たす者であること</p> <p>(1) 支給妊婦であること。</p> <p>(2) 申請時点において、支給対象者が町の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、町との面談後に転出した支給妊婦が町からの支給を希望する場合、及び町に居住の実態はあるがやむを得ない事情により町に住民登録をすることができない場合等を除く。</p> <p>(3) 町との面談を受け、アンケートに回答していること。ただし、里帰りしており、里帰り先の市町村と面談を受けている場合も可とする。</p> <p>(4) 給付金の対象となる妊婦について、他市町村において厚労省通知に基づく支給を受けていないこと。</p>	<p>1 次の各号のいずれも満たす者であること</p> <p>(1) 遡及支給妊婦であること。</p> <p>(2) 申請時点において、支給対象者が町の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、町との面談後に転出した支給妊婦が町からの支給を希望する場合、及び町に居住の実態はあるがやむを得ない事情により町に住民登録をすることができない場合等を除く。</p> <p>(3) 町との面談を受け、アンケートに回答していること。</p> <p>(4) 給付金の対象となる妊婦について、他市町村において厚労省通知に基づく支給を受けていないこと。</p> <p>(5) 本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有する</p>

	<p>(5) 本事業の適切な実施のため関係機関等に必要十分な情報を確認、共有することについて同意していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、妊娠届出後、申請前に流産・死産となった場合には、同項第3号を除く要件を満たしている場合、支給対象とする。</p>	<p>ことについて同意していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、妊娠届出後、申請前に流産・死産となった場合には、同項第3号を除く要件を満たしている場合、支給対象とする。</p>
イ 支給 内容	<p>対象となる妊娠につき、5万円相当額のクーポン券等の支給を行う。ただし、クーポン券等の支給の実施にあたり準備期間を要すること等を踏まえ、5万円の現金支給を実施することもできる。</p>	
ウ 申請 時期	<p>妊娠中（支給要件を満たした日から出産日の前日までをいう。）。ただし、災害その他支給対象者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により支給対象者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。</p>	<p>事業開始日から4か月以内。ただし、災害その他支給対象者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、支給対象者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内とし、この場合にあつても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。</p>

別表2 子育て応援ギフトに関すること

	A 支給養育者	B 遡及支給養育者
ア 支給 対象 者	<p>1 次の各号のいずれも満たす者であること</p> <p>(1) 支給養育者であること。</p> <p>(2) 申請時点において、支給対象者が町の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、</p>	<p>1 次の各号のいずれも満たす者であること</p> <p>(1) 遡及支給養育者であること。</p> <p>(2) 申請時点において、支給対象者が町の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、</p>

	<p>町との面談後に転出した支給妊婦が町からの支給を希望する場合及び町に居住の実態はあるがやむを得ない事情により町に住民登録をすることができない場合等を除く。</p> <p>(3) 町との面談を受け、アンケートに回答していること。ただし、里帰りしており、里帰り先の市町村と面談を受けている場合も可とする。</p> <p>(4) 給付金の対象児童について、他市町村において厚労省通知に基づく支給を受けていないこと。</p> <p>(5) 本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについて同意していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、申請前に対象児童が死亡した場合には、同項第3号を除く要件を満たしている場合、支給対象とする。</p> <p>3 同一児童に係る支給養育者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して厚労省通知に基づく支給がされた場合、他の支給養育者に対する同一の対象児童に係る支給は行わない。</p>	<p>町との面談後に転出した支給妊婦が町からの支給を希望する場合及び町に居住の実態はあるがやむを得ない事情により町に住民登録をすることができない場合等を除く。</p> <p>(3) 町との面談を受け、アンケートに回答していること。</p> <p>(4) 給付金の対象児童について、他市町村において厚労省通知に基づく支給を受けていないこと。</p> <p>(5) 本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについて同意していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、申請前に対象児童が死亡した場合には、同項第3号を除く要件を満たしている場合、支給対象とする。</p> <p>3 同一児童に係る支給養育者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して厚労省通知に基づく支給がされた場合、他の支給養育者に対する同一の対象児童に係る支給は行わない。</p>
イ 支給 内容	<p>対象児童1人につき、5万円相当額のクーポン券等の支給を行う。ただし、クーポン券等の支給の実施にあたり準備期間を要すること等を踏まえ、5万円の現金支給を実施することもできる。</p>	

ウ 申 請 時 期	支給要件を満たした日から概ね対象児童が生後4か月を迎えるまで、対象児童が死亡した場合は出生届日から4か月を迎える日まで。ただし、災害その他支給対象者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内とし、この場合においても、対象児童が3歳に達する日の前日を限度とする。	事業開始日から4か月以内。ただし、災害その他支給対象者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により事業開始日から4か月以内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内とし、この場合においても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
備考 1 子育て応援ギフトにおいて、次のいずれかに該当する者には支給しない。 (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者 (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者 (3) 法人		

様式第1号(第4条関係)

北栄町出産応援ギフト申請(請求)書
(出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト)

北栄町長 様

標記ギフトについて、下記のとおり、50,000 円相当の支給を申請(請求)します。

1. 申請者(妊婦)

フリガナ		妊娠届出日	年 月 日
申請者 氏名		生年月日	年 月 日
		電話番号	
現住所	〒		
妊娠届出日時点の住所(現住所と異なる場合のみ記載)			
〒			

2. 同意事項

- (1)他自治体で、国の出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。
- (2)申請者の住所等を住民基本台帳で確認することに同意します(北栄町民の場合)。
- (3)申請にあたり、産科医療機関等を受診し妊娠を確認しています。また、必要に応じて、町が申請者の妊娠について産科医療機関へ確認することに同意します。
- (4)給付の適正を図るために必要な場合は、町が他の自治体に対し支給状況の照会を行うこと、他の自治体から照会があった際に町が回答することについて同意します。
- (5)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みのギフトについて速やかに返還します。
- (6)妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や相談の内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

以上(1)～(6)のすべてに同意します。

【署名日】 年 月 日 【署名】

様式第2号(第4条関係)

北栄町子育て応援ギフト申請(請求)書
(出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)

北栄町長 様

標記ギフトについて、下記のとおり 50,000 円相当の支給を申請(請求)します。

1 申請者および対象児童

フリガナ 申請者氏名		申請者生年月日	
		対象児童との続柄	
フリガナ 対象児童氏名		電話番号	
		対象児童出生日	
現住所	〒		
出生届出日時点の申請者又は対象児童の住所(現住所と異なる場合のみ記載)			
〒			

2同意事項

- (1)他自治体で、国の出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。
- (2)申請者の住所等を住民基本台帳で確認することに同意します(北栄町民の場合)。
- (3)給付の適正を図るために必要な場合は、町が他の自治体に対し支給状況の照会を行うこと、他の自治体から照会があった際に町が回答することについて同意します。
- (4)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みのギフトについて速やかに返還します。
- (5)妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や相談の内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

以上(1)～(5)のすべてに同意します。

【署名日】 年 月 日 【署名】

北栄町出産・子育て応援ギフト申請(請求)書
(出産・子育て応援交付金による出産子育て応援ギフト)

年 月 日

北栄町長 様

標記ギフトについて、下記のとおり、北栄町出産・子育て応援ギフトを申請(請求)します。

1. 申請者及び対象児童

フリガナ 申請者氏名		申請者生年月日	
		対象児童との続柄	
フリガナ 対象児童氏名※		電話番号	
		対象児童誕生日※	
現住所	〒		
妊娠届または出生届出日時点の申請者又は対象児童の住所(現住所と異なる場合のみ記載)			
(妊娠届出時・出生届出時) [〒]			
資格確認(下記3つのうちいずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)			
<input type="checkbox"/> 対象児童を産んだ母であり療育者のため出産・子育て応援ギフトを申請 <input type="checkbox"/> 対象児童を産んだ母だが、子を養育していないため出産応援ギフトのみ申請 <input type="checkbox"/> 対象児童を産んだ母ではないが、子を療育しているため子育て応援ギフトのみ申請			
支給申請額(出産応援ギフト:妊娠1回につき5万円、子育て応援ギフト:対象児童1人につき5万円)			
出産応援ギフト	円	子育て応援ギフト	円
		合計	円

※流産・死産の場合は記載不要

2. 同意事項

- (1)他自治体で、国の出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。
 - (2)申請者の住所等を住民基本台帳で確認することに同意します(北栄町民の場合)。
 - (3)妊娠届出及び母子健康手帳の交付状況について確認することに同意します。
 - (4)給付の適正を図るために必要な場合は、町が他の自治体に対し支給状況の照会を行うこと、他の自治体から照会があった際に町が回答することについて同意します。
 - (5)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みのギフトについて速やかに返還します。
 - (6)妊娠期から子育て期にわたる切れめのない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や相談の内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- 以上(1)～(6)のすべてに同意します。

【署名日】 年 月 日 【署名】

様式第 4 号(第 5 条関係)

発第 号
年 月 日

様

北 栄 町 長

北栄町出産・子育て応援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました北栄町出産・子育て応援給付金の支給については、下記の理由により支給することができませんので通知します。

記

- 1 北栄町出産・子育て応援給付金
(国の出産・子育て応援交付金による出産・子育て応援ギフト)

区 分 : 出産応援ギフト ・ 子育て応援ギフト

- 2 支給することができない理由

議案第3号

北栄町生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和5年2月28日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳岡幸裕

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町生徒派遣費補助金交付要綱(平成20年北栄町教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助金の申請者) 第4条 補助金の申請者は、引率責任者又は <u>学校長</u> とする。	(補助金の申請者) 第4条 補助金の申請者は、引率責任者とする。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

北栄町生徒派遣費補助金交付要綱

平成20年3月26日
教育委員会訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、北栄町生徒派遣費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、文部科学省、教育委員会並びに中学校体育連盟、中学校文化連盟及び吹奏楽連盟が主催又は共催する全国大会及び中国大会、又は、教育長が特に必要と認める大会(以下「大会」という。)に出場する者に対し、参加に要する経費の全部又は一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって、学校教育における体育・文化活動の振興を図ることを目的とする。

(補助金の対象)

第3条 対象となる大会は、県予選その他県規模の選考会を経て参加するものとする。

2 対象となる者は、学校教育活動に位置づけられた部活動に所属し、出場登録された者及び外部指導者1名とする。

3 対象となる経費は、大会の出場に要する旅費、宿泊費、参加費及び教育委員会が必要と認める経費とする。ただし、県内で開催される大会に係る宿泊費については、教育長が大会の開催要項等により補助の対象とするか否かを決定する。

(補助金の申請者)

第4条 補助金の申請者は、引率責任者又は学校長とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条第3項に規定する補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、主催団体等からの助成がある場合は、補助対象経費から当該助成額を控除するものとする。

(補助金の算出基準)

第6条 派遣費の補助対象とする旅費の計算は、北栄町職員等の旅費に関する条例(平成17年北栄町条例第46号)の規定を準用する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

議案第4号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

令和5年2月28日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理 徳岡 幸裕

記

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏名	所属等	構成等
6	榘本 義人	自治会長会代表	社会教育関係者

任期 令和5年2月28日から令和6年3月31日まで

議案第5号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

令和5年2月28日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳岡 幸裕

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏名	所属等
1	伊藤 飛馬	自治会長会代表

任期 令和5年2月28日から令和6年3月31日まで